

### 法廷のメモ



ローレンス・レベタさん、という名前を記憶されている人がいるかもしれない。アメリカ人の弁護士。三三歳。日本の経済法の研究をつづけている。すでに日本に滞在すること延べ五年間に及ぶ。日本語がうまい。

さきごろ東京地裁で無罪判決が出され、検察側が控訴中の誠備事件を熱心に傍聴しつづけた。

ところが、法廷では、裁判所が発行する腕章をつけた報道関係者以外、メモをとることは認められていない。研究者にとつて法廷は格好の素材である。レベタさんの話では「証券市場と法律制度、特に証券市場の法的規制を研究するうえで、誠備事件は、極めて重要なもの、証言や資料も正確」という。

このためレベタさんはメモをとり始めたが廷吏に注意され、

メモはとれなくなった。そこで、メモをとらせてほしい、と地裁あてに許可願を出した。そして「不許可にされる場合にその理由を教えてください」とあまりうまくない日本語を自分で書いて提出した。七回も、である。

しかし裁判所は、冷たくこれを却下、とくに理由も示されなかった。たまりかねたレベタさんは、法廷の傍聴席から「メモをとるのを許可して下さい」と発言した。この発言も制止され、ついにメモはとれなかった。

レベタさんは、日本の弁護士と相談のうえ、さきごろ東京地裁に「メモ採取不許可国家賠償請求事件」を起こした。

訴状の中でレベタさんは、憲法二一条の中に「知る権利」が含まれるとして、世界人権宣言を引き合いに出したほか、マス

メディアの偏在は情報伝達をコントロールされており、真の自由を確保しなければならぬ、などと強調、裁判の公開には、法廷でのメモをとる自由も含まれる、と熱っぽい調子で訴えている。

裁判所が一般傍聴人にメモをとることを認めないのは、証人が心理的圧迫を受け、証言そのものに影響を与えるおそれがあること、審理中の事件について不正確な情報が流されるおそれがある、などというところらしい。

今後この取り扱いはどうなるか裁判所の判断待ちの形だが、裁判所がメモを認めることは、どうも見込み薄とみられている。もしこの見通しが誤っていたら、むしろ喜ぶべき結果、といっている。

なんとといっても裁判所は長い慣習を大事にするところだし、それを急に変更することはまず考えられないからである。

とすれば、裁判所はメモの不許可について、どういう理由づけをするかが見物である。単に

慣習や法廷の秩序維持のため、というだけでは理由にならないだろう。なるほどと思われる理由を示さなければならぬ。それにしても、なぜメモをとらせないのであるか。証人への心理的圧迫、不正確な情報の流布、といっても、あまり理由にはならない。

というのは、裁判上のコトを決するのは裁判所だからである。メモをとったくらいで証言内容が揺らぐようでは、証人そのものの信頼がもてないのではないか。揺るぎのない証言こそ、一つのちゃんとした事実が固まるものだろう。

不正確な情報が流布されるおそれがあるとしても、それが確たる事実でないとするなら、たいてい気にすることもあるまい。

一、二年前、法廷内で傍聴人が勝手に発言したのに対し裁判所が監置処分にしたことがある。そばにいた新聞記者が「人違い」である事実を裁判所側に通告したが、ガンとして受けつけず、結局そのまま処分が続行されたが、この当否は別にしても、裁判所は、外部の者に惑わされない事実を示している例と

いえるだろう。たかが、法廷の、何ら法的権限のない者のメモなどを気にすることはあるまい。仮にメモを悪用することがあっても、それが正当な資料でなければ、少しもおそれることはない。

西欧、社会主義国、どこの国の裁判所も、メモをとらせ、録音テープを認めているところさえある。そんな点からみても、日本の裁判所はもっと自信をもって傍聴人に対処してもいいのではないか、と思うがどんなものだろうか。ましてレベタさんのように学術研究になれば、それなりの対応をしてもいいように思われる。

現在、いろいろな係争中の事件にさまざまな出版物などがあるが、これらが裁判に影響しているとは思われない。あるとすれば問題だ。

裁判所には「どうぞ、おやんなさい。しかし法廷は静粛に」くらいの度量をもちたいものだ。

(露)